

山梨県辺地振興条例をここに公布する。

山梨県辺地振興条例

(目的)

第一条 この条例は、辺地を包括する市町村について、当該辺地住民の生活文化水準の向上を目的とする市町村の公共施設の充実を図るため、資金の融通その他の財政援助を行なうことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、教育的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地その他のへんびな地域で、規則で定める要件に該当しているものをいう。

(資金の貸付け)

第三条 県は、市町村が行なう辺地対策事業で規則で定めるものに必要な経費の財源に充てるために、当該市町村に資金を貸し付けるものとする。

2 前項の資金は、山梨県恩賜県有財産特別会計その他の会計から山梨県市町村振興資金特別会計へ繰り入れた資金その他規則で定める資金をもつてこれに充てる。

(利率等)

第四条 前条第一項の規定により貸し付けた資金(以下「辺地振興資金」という。)の利率は年六・五パーセント以内、償還期限は十年以内、償還は元金均等償還によるものとする。

(昭四二条例三四・昭四五条例四一・一部改正)

(元利補給金の交付)

第五条 県は、辺地振興資金について、毎年度市町村が支払つた当該年度分の元利償還金のうち、規則で定める額に相当する金額を当該市町村に交付するものとする。

(準用)

第六条 繰上償還については、山梨県市町村振興資金条例(昭和三十七年山梨県条例第十号)第八条の規定を準用する。この場合において、「建設事業債」とあるのは「辺地振興資金」と読み替えるものとする。

(昭四五条例四一・昭六〇条例四・一部改正)

(実施規定)

第七条 この条例を施行するために必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例中第三条第一項の規定は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(昭四五条例六・昭五〇条例四・昭五五条例四・昭六〇条例七・平二条例五・平七条例三・平一二条例三一・平一七条例一六・一部改正)

附 則(昭四二条例三四号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十二年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に改正前の山梨県辺地振興条例の規定に基づいて貸し付けている資金の償還期限については、なお従前の例による。

附 則(昭四五年条例第六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭四五年条例第四一號)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる改正後の条例の規定により適用されることとなる改正後の山梨県分担金その他の歳入金金の延滞金徴収条例第二条の規定による延滞金については、この条例の施行の日以後において市町村振興資金又は辺地振興資金(以下「資金」という。)の貸付けが決定されるものについて適用し、この条例の施行の前日に貸付けを決定された資金に係る延滞金については、なお従前の例による。

二 山梨県辺地振興条例

附 則(昭五〇年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭五五年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六〇年条例第四号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六〇年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

利率等の表示の年利建て移行に関する条例(抄)

昭和四十五年十月十五日

山梨県条例第四十一号

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第十七条 前各条により改正後の条例の規定に定める延滞金、延滞利息及び違約金の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、閏じゆん年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。